

# リニア中央新幹線計画に関する質問書に 対する回答について

平成29年 8月 9日(水) 19:00～

於: 喬木村 防災センター



東海旅客鉄道株式会社

- ①補償に関すること(日照障害、事業用地関係)
- ②設計に関すること(壬生沢川、防音防災フード、落下物対策)
- ③環境影響に関すること(地下水・水資源、環境調査等)
- ④工事に関すること(工事用車両、発生土の運搬等)
- ⑤地域貢献に関すること(地元業者の活用)

(1)国の指針に基づき、リニア中央新幹線事業で日照阻害の影響を受ける住宅や農作物、太陽光発電等すべての補償内容と補償期間について明らかにすること。

### 【住宅等への補償】

#### ・国等の処理基準

「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき補償します。

#### ・補償対象

中央新幹線の構造物により、冬至において日陰時間が一定時間を超える住宅の居住者の方を対象に補償します。

#### ・補償内容

日陰時間により増加する暖房・照明・乾燥費等を金銭補償します。

(1)国の指針に基づき、リニア中央新幹線事業で日照阻害の影響を受ける住宅や農作物、太陽光発電等すべての補償内容と補償期間について明らかにすること。

### 【住宅等への補償】

#### ・補償期間

費用負担の対象年数は以下が限度となっています。

住宅所有者及びその同居家族	……	30年
借家人及びその同居家族	……	5年

(1)国の指針に基づき、リニア中央新幹線事業で日照阻害の影響を受ける住宅や農作物、太陽光発電等すべての補償内容と補償期間について明らかにすること。

**【住宅等への補償】**

・工事完了後の冬至の午前8時から午後4時において、日陰時間が以下に示す時間を超える場合に補償します。

区分	地域又は区域	基準となる階	日陰時間
(1)	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	1階	4時間
(2)	第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	2階	4時間
(3)	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は近隣商業地域若しくは準工業地域のうち土地利用の状況が第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域における土地利用の状況と類似していると認められる区域	2階	5時間
(4)	上記以外の地域又は区域のうち土地利用の状況が(1)から(3)までに掲げる地域又は区域における土地利用の状況と類似していると認められる地域又は区域	地域又は区域の状況に応じて(1)から(3)までに準じて取り扱う。	

(1)国の指針に基づき、リニア中央新幹線事業で日照阻害の影響を受ける住宅や農作物、太陽光発電等すべての補償内容と補償期間について明らかにすること。

**【農作物への補償】**

・国等の処理基準

「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる農作物に対する損害等に係る事務処理指針」に基づき補償します。

・補償対象

中央新幹線の構造物により農地に日陰が発生し、一定以上の損害等が生じたと認められる方を対象に補償します。

・補償内容

日陰による農業減収額を金銭で補償します。

- (1) 国の指針に基づき、リニア中央新幹線事業で日照障害の影響を受ける住宅や農作物、太陽光発電等すべての補償内容と補償期間について明らかにすること。

### 【農作物への補償】

#### ・補償期間

費用負担の対象年数は以下が限度となっています。

一般	.....	30年
市街化区域等	.....	10年

- (1) 国の指針に基づき、リニア中央新幹線事業で日照障害の影響を受ける住宅や農作物、太陽光発電等すべての補償内容と補償期間について明らかにすること。

### 【太陽光発電設備への補償】

#### ・国等の処理基準

「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備に対する損害等に係る費用負担について」に基づき補償します。

#### ・補償対象

中央新幹線の構造物により日陰が発生し、一定以上の損害等が生じる太陽光発電設備のうち、工事完了以前から設置・利用している方を対象に補償します。

- (1) 国の指針に基づき、リニア中央新幹線事業で日照阻害の影響を受ける住宅や農作物、太陽光発電等すべての補償内容と補償期間について明らかにすること。

### 【太陽光発電設備への補償】

#### ・補償内容

太陽光発電設備の日照阻害に対する補償は、下記のいずれかの方法により補償します。

(1) 太陽光発電設備の移設費用を負担する方法

(2) 発電電力量の減少分を負担する方法

どちらの方法によるかは、個々の太陽光発電設備の設置状況等を調査したうえで決定します。

#### ・補償期間

(2)の場合、補償年数の対象期間は20年が限度と定められていますが、調査結果を踏まえて、個々の設置状況等に応じた年数を決定します。

- (2) 高架橋下に建設される施設によって、日照阻害を受ける範囲に差が生じるため、高架橋下の施設を明らかにすると共に、日照阻害の影響を具体的なシミュレーションを用いて明らかにすること。

- ・高架下の一部に設置する設備については、現在、設置位置などの検討を進めております。
- ・高架橋等によって生じる日影線を描写した日影図を、今後詳細な計画を策定していく中で作成し、地元へご説明していきます。

(1)面積や形状が変更となり、損失補償の対象となる土地の補償内容について明らかにすること。

- ・事業に必要な土地は取得させていただき、それ以外の土地について利用価値の低下が認められる場合には「残地補償」として対応させていただきます。
- ・なお、残地については、残地面積が非常に小さく、利用価値の著しい低下のため、従来の目的で利用することが困難な場合等、一定の要件において取得できる場合があります。
- ・残地がどの程度生じるかについては、今後実施させていただく境界立会及び測量作業などにより確定させていただいた上で、残地の取扱いについては個別にご相談させていただきたいと考えております。

(2)リニア中央新幹線の付帯施設を建設することにより、用地の追加取得が必要となるか明らかにすること。

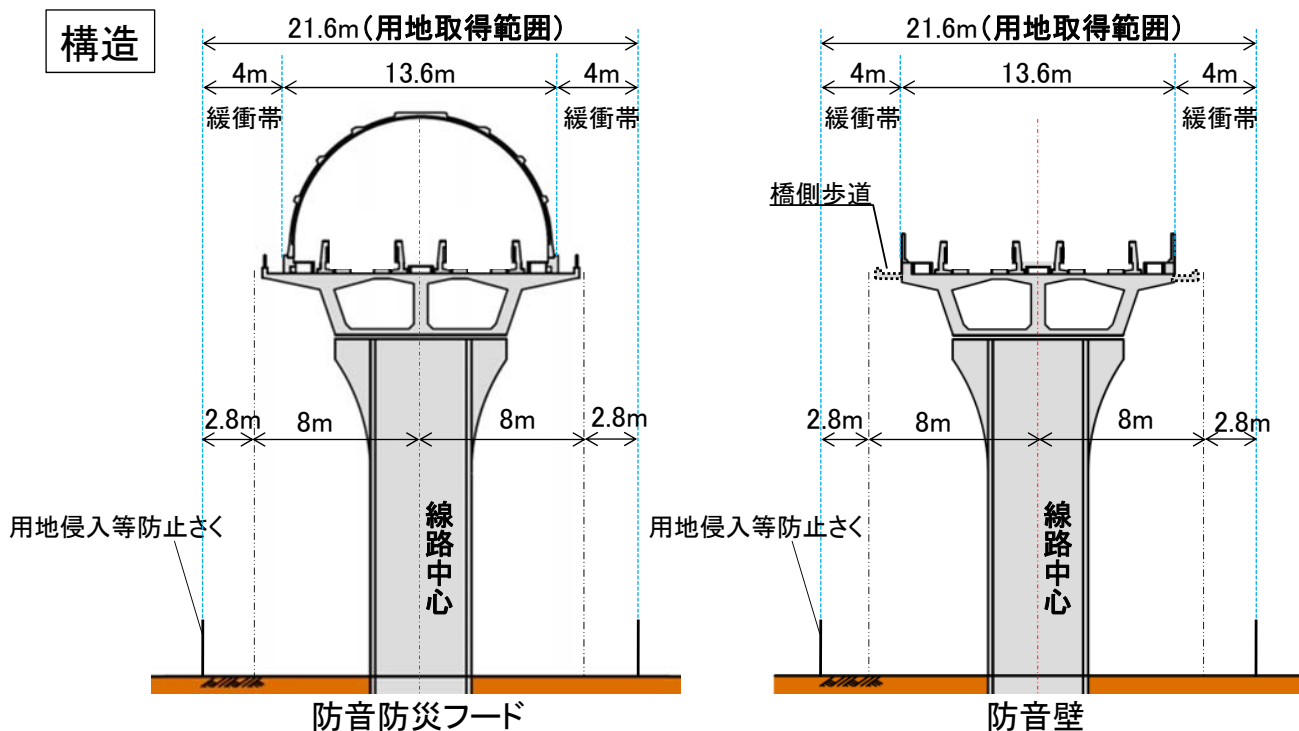
- ・防音壁区間の散水消雪設備等を設置するため、本線部分に加え天竜川左岸堤防東側の工場の土地を追加で取得させて頂くことを考えております。
- ・その他の設備は本線用地内への設置を基本に考えておりますが、追加で取得が必要になる場合には、計画の進捗に応じ、地権者及び地元へご説明いたします。

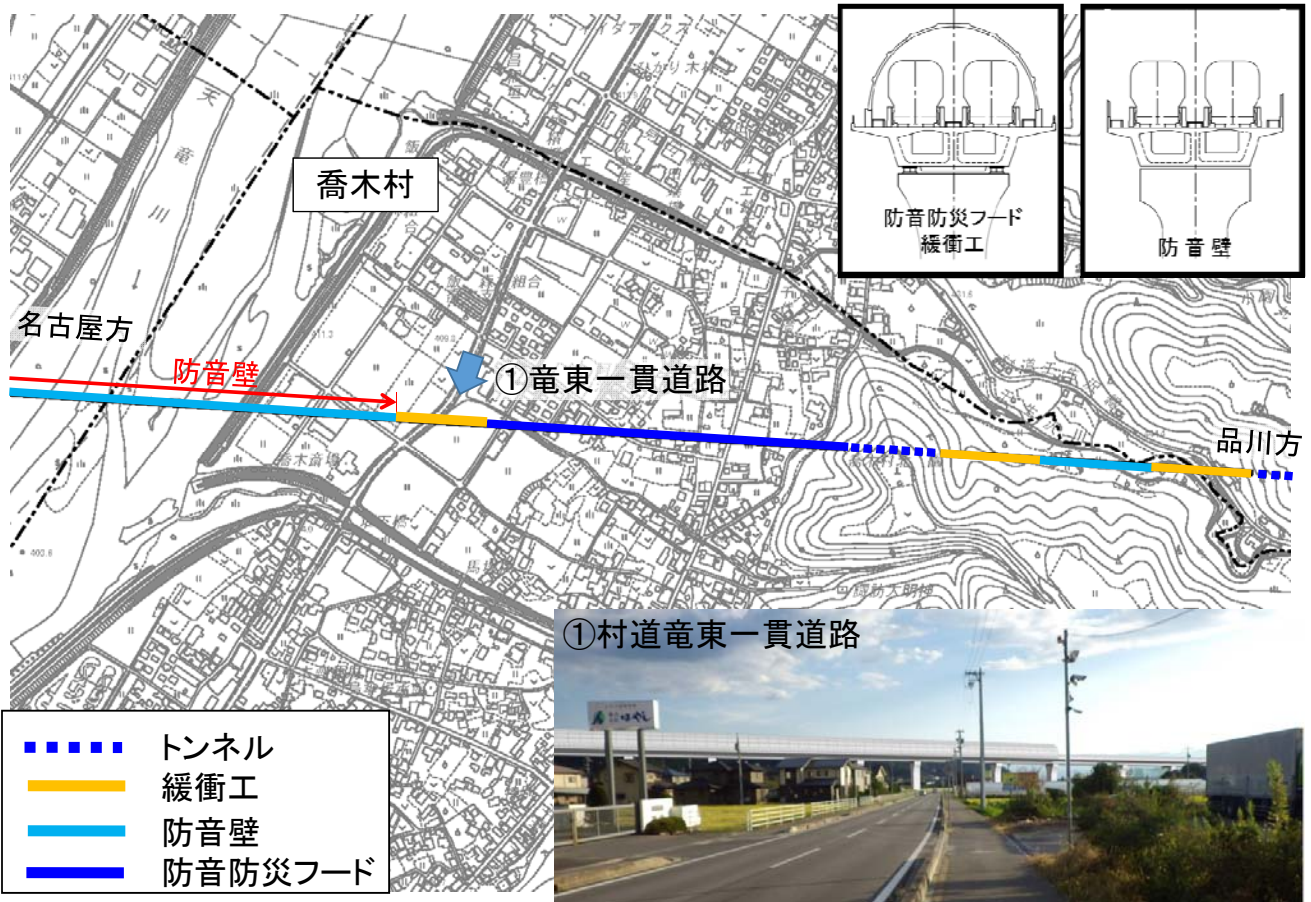
村境を流れる壬生沢川は、河川断面も小さく、台風等自然災害の脅威に常に晒されていることから、豊丘村を通過する長大トンネルの排水を工事中及び供用後を含めて壬生沢川に放流しないとする確約と、代替排水路の整備計画を早急に明らかにすること。

- ・工事中のトンネル湧水の壬生沢川への放流について、地元の皆様が心配されていることは承知しております。
- ・引き続き、工事中のトンネル湧水を壬生沢川へ放流しない場合の排水計画について検討を進めてまいります。今後、関係者や関係機関との協議も踏まえた上で、検討がまとまりましたら、壬生沢川への放流回避の可否を含め、地元へご説明いたします。
- ・また、高架橋完成後は、高架橋を通して天竜川へ直接放流する考えです。

明かり区間の環境対策工として、沿線市町村の状況を踏まえ、防音防災フードと防音壁の構造と遮音効果の比較、設置位置、景観への配慮について計画を明らかにすること。

- ・防音防災フードと防音壁の構造、想定設置位置は次の通りです。





明かり区間の環境対策工として、沿線市町村の状況を踏まえ、防音防災フードと防音壁の構造と遮音効果の比較、設置位置、景観への配慮について計画を明らかにすること。

・防音防災フード、防音壁設置箇所の騒音の予測値は次の通りです。

ガイドウェイ中心からの距離	防音壁(3.5m)	防音防災フード
25m	77dB	64dB
50m	77dB	62dB
100m	76dB	
150m	75dB	
200m	73dB	

※高架橋の高さ:約25m

・環境対策工を含めた高架橋は、煩雑性の軽減を図ったディティールの工夫、コントラストを持つ水平線の構成がなされており、圧迫感を軽減するように計画しております。

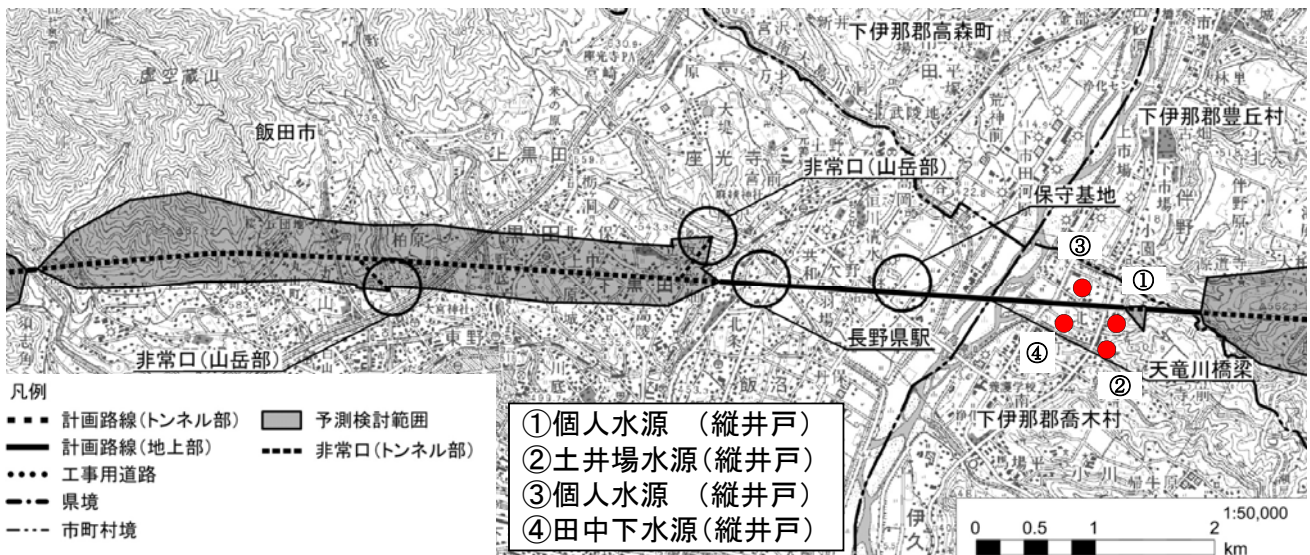


緩衝帯を4mとしているが、高架橋など構造物からの落雪、落水、ボルト等の落下物の恐れがあることから、高架橋下の村道との交差部分や利用可能な部分の安全対策を明らかにすること。また、想定を越える大雪となった場合どのような対策を取られるのか明らかにすること。

- ・防音壁区間への積雪は、散水消雪設備により溶かします。
- ・防音防災フード上への積雪は、山梨リニア実験線では、桁についている保守用の検査足場に貯めることとして設計しております。また、防音壁区間と同様に検査足場からの落雪に備えて、高欄(手すり)の下部に落雪防止工を設置するなど、必要な対策を講じております。
- ・営業線に向けては、フード上に積もった雪がそのまま地上に落ちないように落雪対策設備の開発など、雪害対策に引き続き取り組んでおります。
- ・また、ボルト等の落下については、構造物の定期的な保守点検を実施することで、未然に防止いたします。

工事着手前、工事中及び供用後において、地下水の水位や水質に影響が出た場合は、早急な応急対策、恒久対策を実施すること。特に、地上区間における高架橋等の基礎工事で、村営水道水源である田中下水源、堰下水源又は井水等に影響が出た場合の補償内容及び補償期間について明らかにすること。

- ・高架橋等の基礎工事による村営水道水源等への影響について、地元が心配されていることは承知しており、水資源のモニタリング地点として、田中下水源を含む4地点を選定しております。



工事着手前、工事中及び供用後において、地下水の水位や水質に影響が出た場合は、早急な応急対策、恒久対策を実施すること。特に、地上区間における高架橋等の基礎工事で、村営水道水源である田中下水源、堰下水源又は井水等に影響が出た場合の補償内容及び補償期間について明らかにすること。

- ・万が一、地下水の水位や水質に影響が生じた場合の補償概要は次の通りですが、トンネル湧水を新たな水源として活用できる可能性もあると考えられます。

**【補償概要】**

中央新幹線の建設工事により、不可避免的に発生する生活用水、農業用水等の枯渇又は減水に対する補償です。

**【国等の処理基準】**

「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理要領」に基づき補償します。

**【補償対象】**

不可避免的に発生した生活用水、農業用水等の枯渇又は減水により、既存の施設による必要な水量の確保が不可能となり生活又は生業に支障をきたす場合、生活用水、農業用水等を使用している方を対象に補償します。

工事着手前、工事中及び供用後において、地下水の水位や水質に影響が出た場合は、早急な応急対策、恒久対策を実施すること。特に、地上区間における高架橋等の基礎工事で、村営水道水源である田中下水源、堰下水源又は井水等に影響が出た場合の補償内容及び補償期間について明らかにすること。

**【調査】**

工事の影響の可能性があると予測される範囲内において井戸や地表水の調査(水位、水質等)を工事着手前に行います。

**【補償内容】**

＜応急＞

工事が原因で生活用水、農業用水等の水枯渇又は減水が発生し、緊急に措置を講じる必要がある場合には、給水車の配備や仮設水道の敷設といった応急措置を行います。

＜恒久＞

生活用水、農業用水等の水枯渇又は減水に対し、従前施設の機能を回復するのに必要な費用(次スライド)を、施設の所有者に対して金銭補償することを基本とします。

または代替施設(上水道等)を当社が設置することにより機能回復を補償することもあります。

工事着手前、工事中及び供用後において、地下水の水位や水質に影響が出た場合は、早急な応急対策、恒久対策を実施すること。特に、地上区間における高架橋等の基礎工事で、村営水道水源である田中下水源、堰下水源又は井水等に影響が出た場合の補償内容及び補償期間について明らかにすること。

### 【補償内容(続き)】

従前施設の機能を回復する方法として次のようなものがあります。

- ・井戸を掘り下げて深井戸とする
- ・別の位置に井戸を掘削する
- ・井戸に代えて水道を敷設する

また機能の回復により施設の維持管理費が増加する場合は、維持管理費の増加部分について補償いたします。

費用負担の対象年数は以下が限度となっています。

- ・生活用水 30年  
用水使用者が借家人である場合は5年
- ・農業用水 15年  
農業の継続可能性が高い場合は30年  
市街化区域等では10年

工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして、モニタリングを実施するとしているが、具体的な調査地点や調査方法、調査期間についてあらかじめ協議すること。

- ・工事期間中及び供用後のモニタリングの計画は次ページ以降に示しております。
- ・このうち水資源は、阿島北地区、町地区内において、平成27年7月から10月にかけて水利用状況の調査票を配布し、ご返信いただいた地点(60地点)から代表的な地点として田中下水源を含む4地点を選定しました。今後、「豊丘村・喬木村における水資源に係る具体的な調査の計画について」に基づき、工事開始前に年4回、地下水の水位又は湧水の水量、水温、pH、電気伝導率、透視度の調査を実施してまいります。また、工事開始後、代表的な調査箇所でも変化がみられた場合には、他の箇所でも調査を実施してまいります。
- ・大気質、騒音、振動等の調査項目については、施工会社の決定後、詳細な工事計画を策定する中で調査計画を具体化し、工事説明会等でご説明いたします。

工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして、モニタリングを実施するとしているが、具体的な調査地点や調査方法、調査期間についてあらかじめ協議すること。

・工事期間中のモニタリングの計画

調査項目		調査地域・地点の考え方	調査時期の考え方	調査方法
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 粉じん等	工事ヤード周辺のうち予測値と環境基準等の差が小さい地点や寄与度の高い地点	・工事最盛期に1回実施 (四季調査)	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準の告示に定める測定方法  粉じん等についてはダストジャー法
		資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートのうち予測値と環境基準等の差が小さい地点や寄与度の高い地点 (発生土運搬に伴い新たに必要となるルート沿線の学校・住宅等に配慮した地点を含む)		

工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして、モニタリングを実施するとしているが、具体的な調査地点や調査方法、調査期間についてあらかじめ協議すること。

・工事期間中のモニタリングの計画

調査項目	調査地域・地点の考え方	調査時期の考え方	調査方法
騒音	各工事ヤードの周辺 (評価書の予測地点を基本)	・工事最盛期に1回実施 ※その他、常時計測を実施	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法
	資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルート (評価書の予測地点を基本とする他、発生土運搬に伴い新たに必要となるルート沿道の学校・住宅等に配慮した地点を含む)	・工事最盛期に1回実施	「騒音に関する環境基準」に定める測定方法
振動	各工事ヤードの周辺 (評価書の予測地点を基本)	・工事最盛期に1回実施 ※その他、常時計測を実施	JIS Z 8735に定める測定方法及び「振動規制法施行規則」に定める測定方法
	資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルート (評価書の予測地点を基本とする他、発生土運搬に伴い新たに必要となるルート沿道の学校・住宅等に配慮した地点を含む)	・工事最盛期に1回実施	

工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして、モニタリングを実施するとしているが、具体的な調査地点や調査方法、調査期間についてあらかじめ協議すること。

・工事期間中のモニタリングの計画

調査項目		調査地域・ 地点の考え方	調査時期の考え方	調査方法
水質	浮遊物質 (SS)	切土工、トンネル工事、 工事施工ヤード及び工事用道路 の設置に伴い工事排水を 放流する箇所の下流地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前に1回</li> <li>・工事中に毎年1回濁水期に 実施</li> <li>・その他、排水放流時の水質 については継続的に測定</li> </ul>	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法
	水温			「地下水調査及び観測指針(案)」に定める測定方法
	水素イオン濃度 (pH)			「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法

工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして、モニタリングを実施するとしているが、具体的な調査地点や調査方法、調査期間についてあらかじめ協議すること。

・工事期間中のモニタリングの計画

調査項目		調査地域・ 地点の考え方	調査時期の考え方	調査方法
水質	自然由来の重金属等(カドミウム、 六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、 ふっ素、ほう素)	切土工、工事施工ヤード及び 工事用道路の設置に伴い工 事排水を放流する箇所の下 流地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前に1回</li> <li>・工事中に1回以上濁水 期に実施</li> </ul>	「建設工事における自然 由来重金属等含有岩 石・土壌への対応マニ ュアル(暫定版)」に定める 測定方法
		トンネル工事に伴い工事排水 を放流する箇所の下流地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前に1回</li> <li>・工事中に1回以上濁水 期に実施</li> <li>・その他、排水放流時の 水質については定期的 に測定</li> </ul>	
水底の底質		橋脚、工事用栈橋を設置する ため掘削を行う河川	工事中に1回実施	「底質調査方法」に定め る測定方法

工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして、モニタリングを実施するとしているが、具体的な調査地点や調査方法、調査期間についてあらかじめ協議すること。

・工事期間中のモニタリングの計画

調査項目		調査地域・地点の考え方	調査時期の考え方	調査方法
水資源	地下水の水位又は湧水の水量	地上区間の井戸について一定の集落の単位で選定  喬木村の場合、 ・土井場水源 ・田中下水源 ・個人水源 2か所で実施。	・地上区間工事前の1年間、年4回 ・地上区間工事中、月1回 ・地上区間工事完了後、一定の期間	「地下水および観測指針(案)」に準拠する
	水温			
	水素イオン濃度(pH)			
	透視度			

工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして、モニタリングを実施するとしているが、具体的な調査地点や調査方法、調査期間についてあらかじめ協議すること。

・工事期間中のモニタリングの計画

調査項目		調査地域・地点の考え方	調査時期の考え方	調査方法
地形及び地質		地形改変に伴い周辺の構造物等に影響を及ぼす可能性がある箇所	・工事前に1回 ・工事中は継続的に実施	変位計測の実施
土壌汚染	自然由来の重金属等(カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素)	切土工、トンネル工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い掘削土を仮置きする地点	事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)」に定める測定方法
	酸性化可能性	切土工、トンネル工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い掘削土を仮置きする地点	事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定	

工事中及び供用後の環境管理を適切に行うことを目的に、事業者の自主的な取組みとして、モニタリングを実施するとしているが、具体的な調査地点や調査方法、調査期間についてあらかじめ協議すること。

・完成後のモニタリングの計画

測定項目	測定地域・地点の考え方	測定時期の考え方	測定方法
列車走行に伴う騒音	予測地点を基本に、環境対策工の配置状況を考慮して地点を選定	供用開始後に1回実施	「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」等に定める測定方法
列車走行に伴う振動	予測地点を基本に地点を選定	供用開始後に1回実施	「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に定める測定方法
微気圧波	各トンネル坑口、各非常口周辺の学校、住居等に配慮した地点	供用開始後に1回実施	微気圧波計を使用した現地測定
磁界	予測地点を基本に地点を選定	供用開始後に1回実施	「特殊鉄道に関する技術上の基準を定める告示の解釈基準」に定める測定方法

リニア中央新幹線の電磁波について、車両内と地表への影響、あかり部分の走行時の沿線住民への影響と対策について明らかにすること。また、磁界による健康被害は想定されているのか明らかにすること。

- ・超電導リニアから発生する磁界の主な発生源は、車両に搭載された超電導磁石です。
- ・超電導リニアにおける現象は、超電導磁石によって近傍で発生する低い周波数の磁界のことであり、電磁波のように空間を伝播していく性質のものではなく、距離が離れるに従い急激に減衰します。
- ・国の基準であり、国際的なガイドラインであるICNIRPのガイドライン以下では、磁界による健康への影響はありません。
- ・超電導リニアでは、ICNIRPのガイドライン以下に磁界を管理します。
- ・山梨リニア実験線における実測結果でも、ICNIRPのガイドラインを大きく下回っています。
- ・車内における磁界の値もICNIRPのガイドラインを下回っています。
- ・トンネル内を車両が走行する場合、地表と超電導磁石の距離が離れることから地上での磁界は極めて小さく、影響はありません。

- ・超電導リニアから発生する磁界の主な発生源は超電導磁石です。
- ・列車が通過する際、沿線の磁界の強さは強弱を繰り返します。
- ・時速500kmでは、1秒間に6個の磁石が通過するため、発生する磁界の周波数は6Hzとなります。
- ・身の回りにある磁界(例:家電製品(50/60Hz)、携帯電話(800MHz~)等)に比べて、超電導リニアの周波数は非常に低いです。

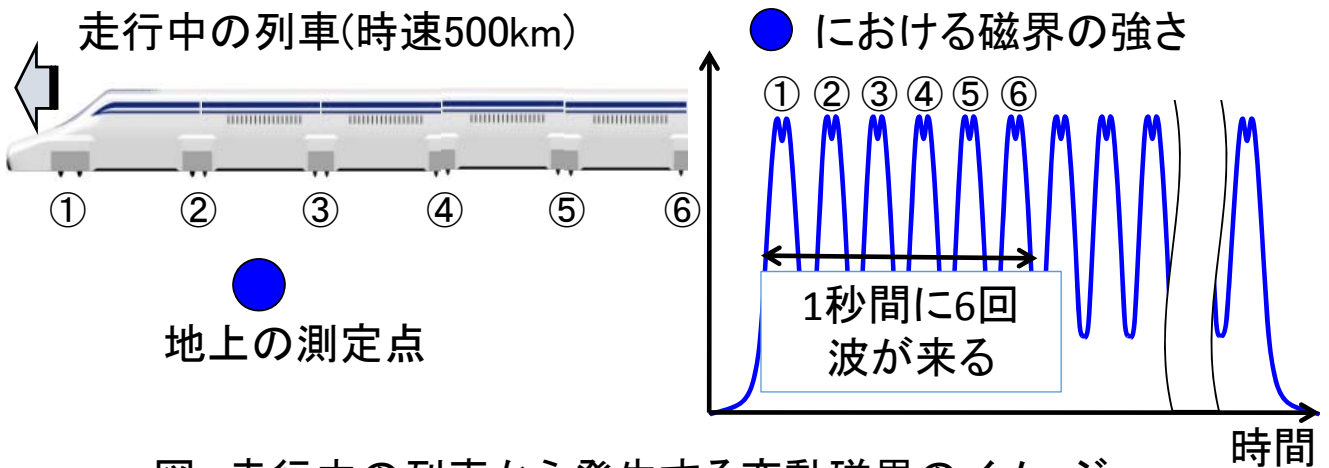
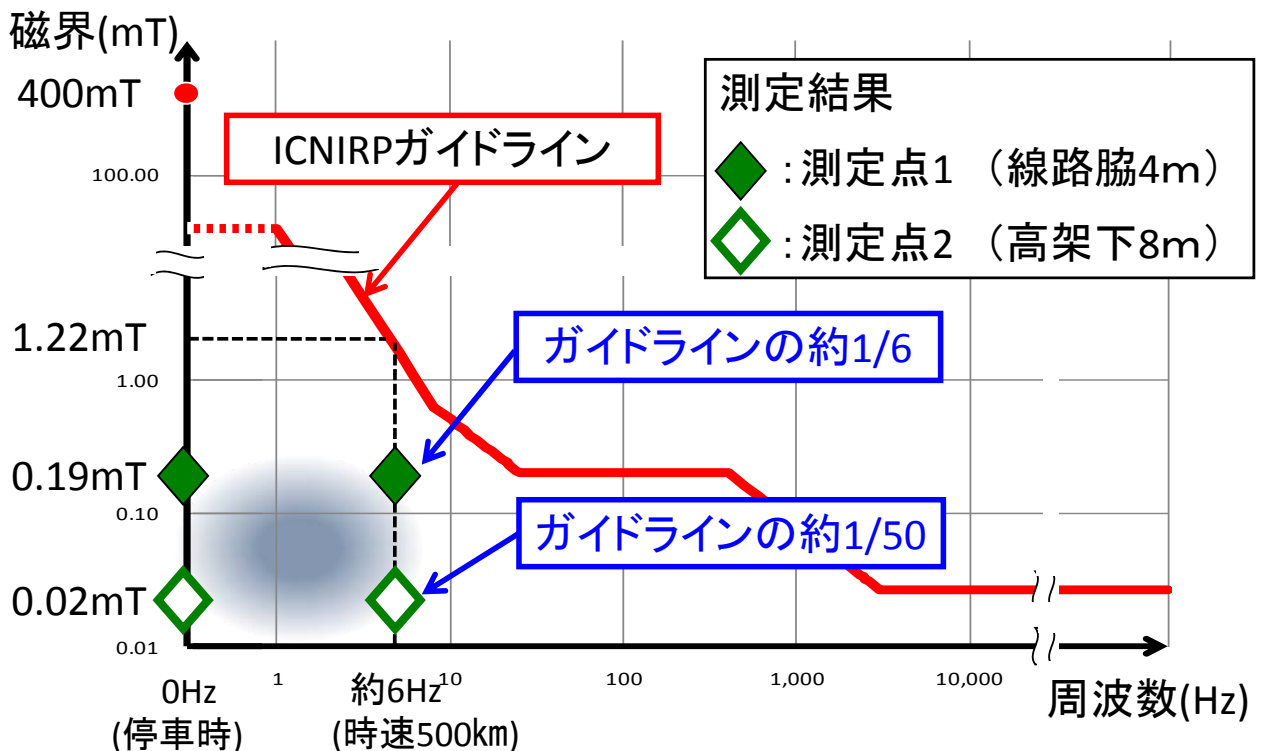


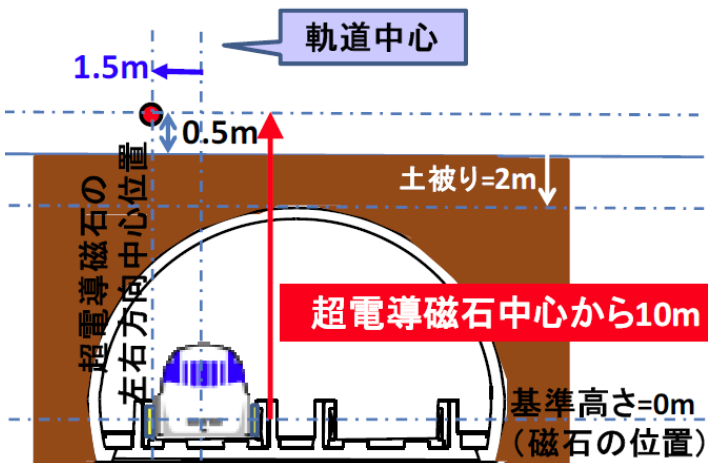
図 走行中の列車から発生する変動磁界のイメージ

- ・いずれのケースについても実測結果がICNIRPのガイドライン以下であることを確認





## トンネル上部で土被りが薄い箇所



	400km/h測定値
測定値	0.0018mT
ICNIRPガイドライン	1.9mT

## 本線脇での公開測定



## トンネル上部での公開測定



# 環境影響等に関すること(環境保全)

本線工事や工事用車両の通行に伴う粉塵等の発生及び車両通行に伴う騒音等による健康被害は想定されているか明らかにすること。また、これに関してどのような対策を取られるのか明らかにすること。

- ・工事に際して実施する環境保全措置を配布資料35ページ(工事中の環境保全措置(工事施工ヤード))にてお示しします。これらの環境保全措置により、工事中の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等や騒音・振動による環境への影響を低減します。
- ・工事用車両の運行に際して実施する環境保全措置を配布資料36ページを(工事中の環境保全措置(工事用車両の運行))にてお示しします。これらの環境保全措置により二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等や騒音・振動による環境への影響を低減します。また、騒音は現況値(竜東一貫道路)が環境基準を上回っておりますが、工事による寄与は小さく影響は軽微なものになります。



・防音扉の採用



・排出ガス対策型建設機械の稼働  
・低騒音・低振動型建設機械の採用



・工事排水の適切な処理  
・工事排水の監視  
・放流時の放流箇所及び水温の調整



・工事現場の清掃及び散水



・仮囲い・防音シート等による遮音対策

・工事の平準化  
・工事に伴う改変区域をできる限り小さくする  
・工事従事者への講習・指導  
・高負荷運転の抑制

・交通誘導員による誘導



・環境負荷低減を意識した運転の徹底

・車両の出入り口や周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄  
・荷台への防塵シート敷設及び散水



・車両の点検・整備による性能維持  
・工事の平準化  
・工事従事者への講習・指導

(1)リニア中央新幹線関連工事に伴う工事用車両の通行は、生活環境に大きな影響があることから、本線工事及び関連工事に伴う工事用車両の運行台数、運行ルート、安全対策、運行時間、環境対策、舗装修繕の補償内容等について計画を明らかにすること。

- ・工事用車両の運行に使用する道路は、関係工事を契約後、工事を請け負う会社とともに詳細な工事計画を策定する中で、地元へもご説明しながら決定していきます。
- ・基本的には、周囲にお住まいの皆さまの生活環境等を考慮し、できるだけ既存の幹線道路を利用するか、あるいは道路の現況を把握のうえで、なるべく短い距離で既存の幹線道路に至るルートを選択することを考えています。工事の実施に当たっては、具体的な工事用車両の台数や運行時間帯、安全対策等について、地元の皆様に丁寧にご説明するとともに、警察及び周辺に小中学校等がある場合は学校側とお話をするなど、関係機関と必要な調整を行い、ご理解をいただきながら進めていきます。

(2)見解として示されている交通安全対策が十分機能していないと喬木村リニア中央新幹線対策委員会が判断した場合、新たな対策を講じること。

- ・交通安全対策としては、現地の状況も踏まえながら、必要に応じ交通誘導員の配置や安全看板の設置、歩道の安全対策等を実施するとともに、工事従事者への講習・指導を徹底していく考えです。
- ・具体的な交通安全対策は、計画が具体化した段階で事前にご説明させていただきます。

本線工事の発生土を活用して埋立を行うガイドウェイ製作・保管ヤードとリニア中央新幹線本線に係る工場移転先における発生土の搬出時期や安全な運搬路の確保、造成方法等について計画を明らかにすること。

- ・ガイドウェイ製作・保管ヤード等は、これから具体的な設計を実施する段階であり、造成に使用する土の搬入経路や造成方法等については具体化しておりません。
- ・今後詳細な計画を策定していく中で、造成方法や造成に用いる材料の運搬ルートについて地元へご説明していきます。

沿線市町村の発生土置き場への工事用車両が村内を通過することは、生活環境の懸念が大きいため、豊丘村及び飯田市に予定している発生土置き場の運搬ルート計画について明らかにすること。

- ・トンネル掘削土の発生土置き場への運搬ルートについては、現在関係箇所と調整を行いながらルートを検討しております。
- ・今後、喬木村内に発生土置き場を計画したり、喬木村内を通過して発生土置き場に運ぶ必要が生じた場合には、村をはじめ関係箇所と調整のうえ、地元へご相談いたします。

- (1)リニア中央新幹線の建設工事をはじめ、資機材、生活必需品の購入、宿舎など様々な分野の調達計画について明らかにすること。
- (2)本線工事に伴い、村内に作業員宿舎の建設計画があるのか明らかにすること。

- ・中央新幹線の建設を進めていくうえで、必要な品質を備えた施設を少しでも安価に建設することが極めて大切な課題であると認識しています。
- ・今後、必要な技術力を保有していることを前提に、当社の工事を受注する施工会社にとっては、資機材の調達など、建設現場に近い地元業者、資材、人材を使うことでコストを安くできる機会も多く生まれることになるとしており、地元の力に期待しております。
- ・喬木村内の工事は未契約であり、施工会社にて決定する現地事務所等の計画も現時点では未定ですが、使い勝手も考えますと、施工箇所の近くに設けるのが一般的です。現地事務所等の設置場所につきましては、施工会社の決定後、工事説明会に先立ち、村や地元へご相談いたします。
- ・また、現地事務所等で必要になる生活必需品は、地元で購入することが合理的と考えられるので、施工会社にて対応されるものと考えます。